

NPO 法人 DV 被害者支援活動促進のための基金



— 2017 年度 —

DV 被害者支援活動に取り組むグループ・団体に対する助成募集案内

支援金の趣旨

NPO 法人「DV 被害者支援活動促進のための基金」では、民間の自発的な DV 被害者支援活動を活性化し、DV 問題の社会的認識を広げる目的のために、下記の要項で主に千葉県内を活動拠点としている DV 被害者支援活動に取り組んでいる非営利のグループ・団体を支援します。

対象事業

- ① DV 被害者を支援する目的で行う相談事業・シェルター事業・自立支援・自助グループの運営・その他 DV 被害者を支援する目的で行う事業等
- ② DV 問題に関する研修活動・調査研究等
- ③ DV 根絶に資する啓発活動等

支援金総額	募集期間	ヒアリング（内定予定日）
50万円	平成29年2月1日～2月28日(火)消印有効	平成29年3月 (同年3月末)

* 募集要項・申請書式はホームページからダウンロードできます。支援申請書・経費見積書・及び団体の概要を郵送で提出してください。

1か所あたり20万円が上限です。ヒアリングの際、グループ・団体の活動や経理状況についてご質問しますので、必要書類をお持ちください。

* 総会承認後 お支払いとなります。(お支払予定6月)

支援対象期間	会計報告提出期限	総会における実績報告
平成29年4月1日(土) ～平成30年3月31日(土)	平成30年3月末日	平成30年6月予定

その他の留意事項

- a. この支援金は、2ヵ年連続して受けることはできません。
- b. 決定する支援金額は、希望額を下回ることがあります。
- c. 支援期間中、実地訪問させていただく場合があります。ご協力ください。
- d. 支援金決定の内容に反した場合などは、支援金決定額の全部または一部を取り消して、お支払いした金額を返還していただきます。
- e. この支援金は、管理費への充当は認められません。
- f. 支援金を受けた団体は、NPO 法人「DV 被害者支援活動促進のための基金」の活動にご理解の上、入会をお願い致します。

NPO 法人 DV 被害者支援活動促進のための基金

URL/<http://dvkikinn.a.la9.jp/>

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-17-2 ライオンビル 302

TEL : 043-441-6014 E-mail : [dvkikinn @nifty.com](mailto:dvkikinn@nifty.com)